



健 発 0111 第 12 号
平成 31 年 1 月 11 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

この度、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添 2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、平成 31 年 3 月 1 日以降に腎臓移植を受けたレシピエントの待機日数及び平成 31 年 3 月 1 日以前に移植を行い、平成 31 年 3 月 1 日以降に移植後 3 ヶ月を迎え、当該時点で無機能腎であるレシピエントの待機日数の算定について適用することといたします。別添のとおり公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対する周知につきまして御配慮願います。